

■議案第 80 号 四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

公約である「活力あふれる四万十郷の創造」に向けて、町政を推進していますが、その中でも最重要課題は、次代を担う人づくりであると考えています。

この政策の柱は、本年度に設立を目指す「四万十町人づくり委員会」であると考えており、6月補正予算に計上しました組織的な推進に中心的な役割を担う事務局経費などは、身を削ってでも財源を確保したいという強い信念を持っています。

この私の強い思いに、副町長、教育長からも賛同を得ましたので、特別職の給料月額の特例の減額を行ない、その財源にしようとするものです。

「四万十町人づくり委員会」は、町内の企業や団体、教育機関、金融機関などの幅広い分野と有識者から委員を構成し、将来を担う子供から地域リーダー、産業の担い手等を育成しようとするものです。

【改正の内容】

町長、副町長及び教育長の給料月額について、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、次のとおり減額を行います。

- ・町 長 : 給料月額を 10 %減ずる。
- ・副町長 : 給料月額を 7 %減ずる。
- ・教育長 : 給料月額を 5 %減ずる。

【新旧対照表】

○ 四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例（抜粋）

改正後	改正前
<u>四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例</u> (町長等の給料の特例)	<u>四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例</u> (町長等の給料の特例)

改正後	改正前
第1条 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第38号。以下「町長等給与条例」という。）第2条に規定する町長等の給料の月額、<u>平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間に係るもの</u>に限り、同条の規定にかかわらず、その者に対応する町長等給与条例別表の給料月額欄に掲げる月額（以下この項において「基礎額」という。）から、町長にあっては基礎額に100分の10、副町長にあっては基礎額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。 （教育長の給料の特例） 第2条 四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年四万十町条例第40号）第2条に規定する教育長の給料の月額は、<u>平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間に係るもの</u>に限り、同条の規定にかかわらず、同条に定める額（以下この項において「基礎額」という。）から、基礎額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。	第1条 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第38号。以下「町長等給与条例」という。）第2条に規定する町長等の給料の月額、<u>平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間に係るもの</u>に限り、同条の規定にかかわらず、その者に対応する町長等給与条例別表の給料月額欄に掲げる月額（以下この項において「基礎額」という。）から、町長にあっては基礎額に100分の10、副町長にあっては基礎額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。 （教育長の給料の特例） 第2条 四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年四万十町条例第40号）第2条に規定する教育長の給料の月額は、<u>平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に係るもの</u>に限り、同条の規定にかかわらず、同条に定める額（以下この項において「基礎額」という。）から、基礎額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は基礎額とする。